DV(配偶者からの暴力等)対策の流れ

- 警察以外の対応
  - 専門の行政機関等を紹介してほしい
    - 配偶者暴力防止法など
      - 配偶者暴力相談支援センター・ＮＰＯ　等
  - 加害者を引き離してほしい
    - 配偶者暴力防止法
      「保護命令」の申立て
      - 地方裁判所
        - 地方裁判所が保護命令発令
        - ○接近禁止命令（６か月）
        - ○子供への接近禁止命令（６か月）
        - ○親族等への接近禁止命令（６か月）
        - ○電話等一定の行為に対する禁止命令（６か月）
        - ○退去命令（２か月）
        - 違反した場合
        - →捜査・検挙
        - 罰則：１年以下の懲役又は100万円以下の罰金

- 警察の対応
  - 刑事手続をとってほしい
    - 刑法その他刑罰法令
      - 被害の届出をする
        - 捜査・検挙
        - （例）暴行、傷害、脅迫、器物損壊、名誉毀損等
  - 被害防止の援助を受けたい
    - 配偶者暴力防止法
      - 「援助申出書」を提出する
        - 援助申出の例
        - ○配偶者暴力相談支援センター等の紹介をしてほしい
        - ○住民基本台帳を閲覧等されないための支援をしてほしい
        - ○被害を自ら防止するための措置を教示してほしい
        - ○被害防止に資する物品の貸出し等をしてほしい
        - ○110番緊急通報登録システムに登録してほしい
        - ○被害防止交渉のために必要な事項等の相手方への連絡や警察施設の利用を希望する
  - 注意、口頭指導等をしてほしい
    - 警察法など